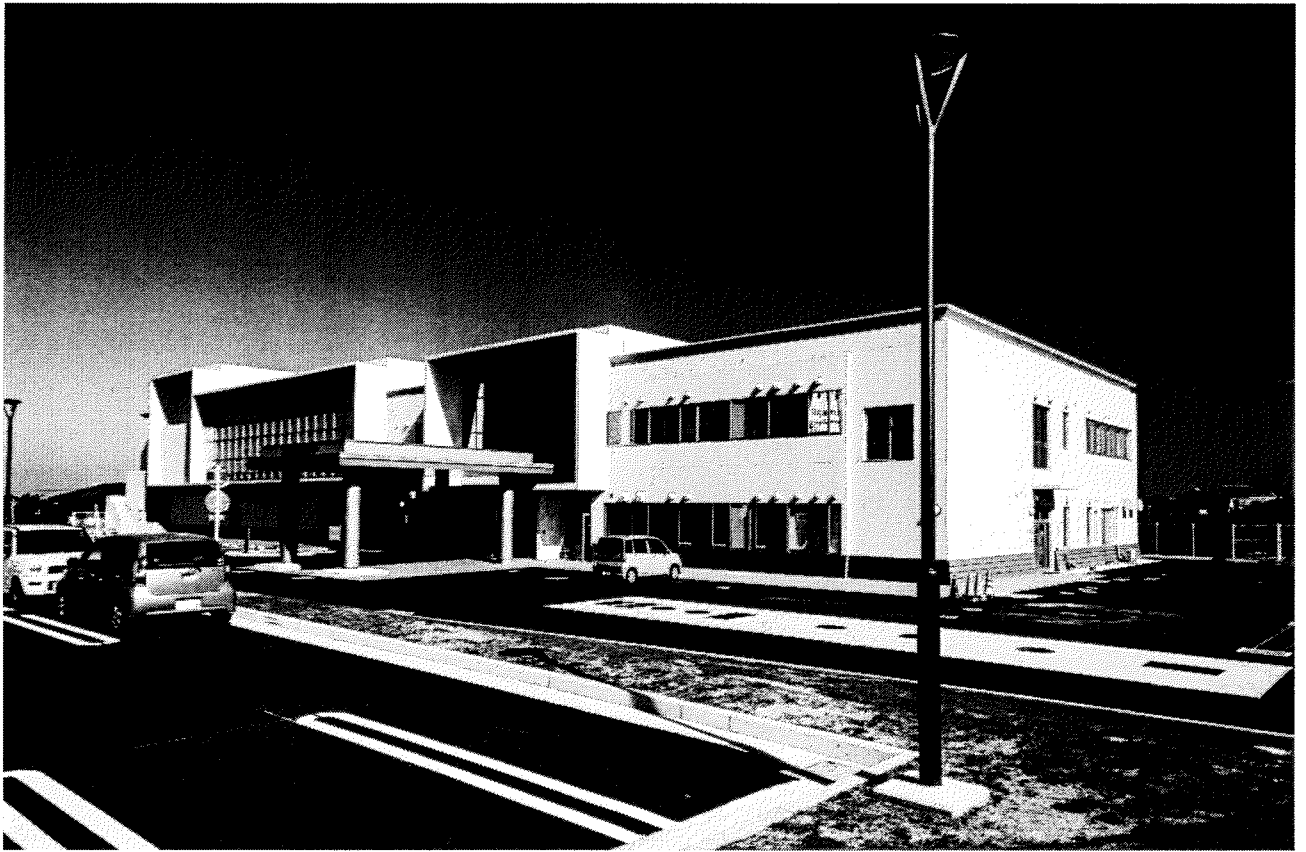


避難所感染症対策要領

(新型コロナウイルス感染症対応避難所等運営マニュアル)



天城町防災センター

令和2年6月

天城町総務課

本要領は、新型コロナウイルス感染症が未だ収束を向かえない中、第2波・第3波が危惧されており、気象災害等によって立ち退き避難が必要となった場合、避難者の感染症感染予防及び感染拡大防止のための対策について、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び関連する法令・通知類による対策の実施を具現化するものである。

【関連する法令等】

- ① 災害対策基本法
- ② 防災基本計画
- ③ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ④ 新型インフルエンザ等特別措置法
- ⑤ 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（府政防779号・消防災62号・健感発0401-1号）
- ⑥ 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について（内閣府政策統括官・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚労省健康局事務連）
- ⑦ 天城町地域防災計画
- ⑧ 天城町職員の特殊勤務手当に関する条例

1. 避難所の開設

(1) 開設する避難所

「避難準備情報・高齢者等避難開始」を発令した場合は、町内の指定避難所を開設する。（天城町地域防災計画 資料5-1）

(2) 感染症対策のため、さらに避難所を確保する必要がある場合

ア 感染症対策のため避難者の間隔を確保する必要がある場合及び指定避難所において収容できない場合は、町内の全ての避難所を開設する。

イ 感染症対策のため新型コロナウイルス感染症等軽症患者又は、無症状患者並びに濃厚接触者等により感染の疑いのある避難者を隔離する必要がある場合は、次の施設を臨時避難所として指定する。

○与名間海浜公園バンガロー

○天城町農業センター宿泊棟

2. 避難所の収容等の基準

避難者同士の距離を確保するため、収容定員の1/2以下とするが、避難者が多い場合は、室内をカーテン・段ボール・パーテーション・ブルーシート等で仕切り、避難者同士が直接接触することや飛沫の拡散等を防止する対策を行う。

また、前述の臨時避難所において避難者を収容できず、指定避難所に新型コロナウイルス感染症等軽症患者又は、無症状患者並びに濃厚接触者等により感染の疑いのある避難者が避難した場合は、健常者と交錯することがない動線の分離を行うとともに、トイレ・洗面所も健常者が使用するものとは別の場所を指定する。

3. 避難所の感染防止対策

(1) 避難所の運営

ア 避難所の運営に従事する職員等は、常時マスクを着用するとともに、避難者と直接接触する場合や清掃等を行う場合は、必ず手袋を着用する。

また、作業終了後は、石鹸等で入念に手洗いをを行う。

イ 避難者が触れる場所（ドアノブ・電灯スイッチ・水道・便器等）及び、物品（筆記具・毛布類・食器等）については、アルコール系消毒液等を使用し、こまめに消毒・除菌する。

ウ 避難所の運営に従事する職員等は、住民が避難所に到着した際には、避難者名簿（様式1）に氏名等を記入させる。その際、職員等は避難者の健康状態及び持病の有無等を確認するとともに、顔貌チェックを行い、咳や鼻水等の初期症状の有無及び発熱がないかを確認し、必要に応じて体温測定をさせる。これらの結果を避難者体調管理表（様式2）に記録する。

エ 避難所の運営に従事する職員等は、避難者に感染防止についての注意事項を配布する。

オ 飛沫の拡散を防止し、濃厚接触を避けるため、室内をカーテン・段ボール・パーテーション・ブルーシート等で仕切る。間仕切りができない場合は、それぞれ避難者の距離を2m以上間隔を空ける。

カ 避難所出入口及びトイレ・洗面所に手指消毒液を設置し、こまめな手洗いと手指消毒を徹底させる。

キ 避難所の運営に従事する職員等は、避難者の健康状態を定期的に確認するとともに、状況の許す限り窓等を開放して換気を行う。

また、避難者にマスクの着用を促す。（持参していない場合は支給する。）

ク 感染症の初期症状と思われる状態が確認された場合は、速やかに当事者及び帯同者を別室に移動させ、けんこう増進課及び保健所へ連絡する。保健所等の指示に従い、医療機関への搬送及び対応を行う。この際、避難所の運営に従事する職員等は、防護服・マスク・手袋等を着用する。

ケ 前記の避難住民が滞在した場所、及び使用した場所等については、速やかに消毒を行う。

4. 避難所の運営に従事する職員等の行動

(1) 避難所運営職員

ア 一つの避難所に運営職員を2名配置する。ただし、感染症対策対象者又は、体調不良者がいる避難所においては、必要に応じて派遣する職員を追加する。

イ 避難所運営職員は、マスクを着用するとともに、以下の衛生管理用品を携行する。

○仕切り用ブルーシート・段ボール・ロープ等

○マスク・手袋・フェイスシールド

○アルコール系消毒液・石鹸等

○体温計

○キッチンペーパー・ティッシュペーパー・ゴミ袋等

○感染防止についての注意事項

○避難者名簿（様式1）・避難者体調管理表（様式2）

ウ 避難所運営職員は、避難所入口で受付を行い、避難者名簿に記入させ、併せて避難住民の健康状態を確認し、記録するとともに、感染防止についての注意事項を配布する。

エ 体調に異常が無い健常者については、避難室に収容し、避難住民同士が2m以上の間隔を確保する。

オ 避難住民に対し、必要に応じて体温測定をさせる。

カ 避難住民に対し、マスクを着用させる。（マスクを持参していない場合は、支給する。）

キ 感染症の初期症状と思われる状態が確認された場合は、速やかに当事者及び帯同者を別室に移動させ、けんこう増進課及び保健所へ連絡する。保健所等の指示に従い、医療機関への搬送及び対応を行う。この際、避難所の運営に従事する職員等は、防護服・マスク・手袋等を着用する。

ク 前記の避難住民が滞在した場所、及び使用した場所等については、速やかに消毒を行う。

5. 感染防止資材・衛生管理用品の備蓄

感染症感染防止に関する資材・衛生管理用品等について、必要な数量を確保し、備蓄する。

6. その他

災害時は、災害応急対応等の災害時優先業務が急激に増加するとともに、職員自体が被災することもあり、業務継続に支障が生じることが予想させるため、気象災害については、気象警報発表の早い段階で全庁体制での災害対応体制に移行するとともに、避難所運営及び感染症対策対象者臨時避難所の早期開設及び運営職員の重点配備に努める。

感染防護服等は、その装着が不適切な場合は、感染のリスクが大幅に高まるため、防護服等の装着方法及び使用後の取り扱いについて、事前訓練が重要である。消毒手順・対象者との接し方についても、基礎知識を十分に理解しておかなければ二次感染及び感染拡大をまねくため、職員等への講習・指導を事前に行う。

本要領は、定期的かつ必要に応じ、検証・見直し等を行うものとする。

